

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告
(建設工事)

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

なお、本案件は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける工事である。

平成29年 8 月 3 日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 吉田 滋

◎ 調達機関番号 599 ◎ 所在地番号 13

1 工事概要

- (1) 品目分類番号 41、42
- (2) 工事名 南幸市街地住宅(建替)住宅建設その他工事
- (3) 工事場所 神奈川県横浜市西区南幸2-16
- (4) 工事内容 建設工事一式(以下を想定する。)
 - ① 建物高さ: 約75m
 - ② 建物戸数: 257戸
 - ③ 延床面積: 約20,000㎡
- (5) 工期 平成35年10月31日まで
ただし、特定された技術提案書に工期短縮に係る内容が記載される場合は、当該技術提案書に記載された工事期間とする。
- (6) 工事の実施形態
 - ① 本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第18条に規定する技術提案の審査及び価格等の交渉による方式の試行工事である。
 - ② 競争参加資格を有する者に対して技術提案書の提出を求め、技術提案書の中立かつ公平な審査の結果に基づき選定した者(以下「優先交渉権者」という。)と、設計・施工に関する覚書(以下「覚書」という。)を交換し、工事費積算に必要な図面一式の作成(以下、「工事費算定用設計」という。)が完了した時点で覚書に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合には、工事に係る工事請負契約を締結する。
 - ③ 優先交渉権者は、価格等の交渉が成立した後、独立行政法人都市再生機構(以下「当機構」という。)に工事費算定用設計の成果物を引渡すものとする。
 - ④ 優先交渉権者は、工事請負契約後に、工事施工に必要な図面一式の作成(以下「実施設計」という。)に着手し、設計費の請

求を行うものとする。設計費の支払いは、工事請負契約の前払金又は部分払の規定に基づき支払うものとする。

- ⑤ 価格等の交渉が不成立となった場合、原則として、当機構は工事費算定用設計の成果物の引渡しを受けないものとし、これに要した設計業務費用は優先交渉権者の負担とする。

2 競争参加資格

次の(1)から(16)に掲げる条件を全て満たしている者又は(17)の構成基準により結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であり、かつ、(18)に掲げる競争参加資格の確認の手続きにより下記3に示す工事（以下「本工事」という。）に係る共同企業体としての競争参加資格（以下「共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 当機構東日本地区における平成29・30年度の一般競争参加資格について「建築工事」の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 当機構東日本地区における平成29・30年度の一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。（上記(2)の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。）
- (5) 参加表明書及び競争参加資格確認資料（以下「参加表明書等」という。）の提出期限の日から優先交渉権者の選定までの期間に、当機構から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (6) 工事請負契約の履行にあたって不誠実な行為があり、工事受注者として不適当であると認められる者でないこと。
なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。
- (7) 当機構東日本賃貸住宅本部（所管事務所を含む。）発注の工事成績について、参加表明書等の提出期限日前1年以内の期間におい

て60点未満のものがないこと。

(8) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと（詳細は、「機構HP→入札・契約情報→入札心得・契約関係規定→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照）。

(9) 以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。

- ・ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
- ・ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
- ・ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

(10) 発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上あること。

(11) 設計実績

次の①及び②の条件を満たすこと

- ① 一級建築士事務所登録のある者
- ② 対象工事と「同種の設計実績」があること（設計実績とは、公告の日までに財団法人日本建築センターの構造評定委員会及び建築防災計画評定委員会の審査がそれぞれ完了した実績その他これと同等のものをいう。）。（共同企業体申込みの場合は構成員のうちの1社又は共同企業体としてこれを満たすこと。）
※ 同種の設計実績（設計共同体の構成員としての実績は、代表者のものに限る。）

日本国内において、平成19年4月1日から公告前日までの期間に完了したRC造又はSRC造の住宅又は住宅を含む複合建築物の免震又は制震構造の建物で、高さ60m超、延べ床面積10,000㎡以上の実績。

(12) 施工実績

単独申込み又は共同企業体申込みの代表者にあつて下記①、共同企業体申込みの代表者以外にあつては下記②に掲げる対象工事と「同種の施工実績」※があること。

※ 同種の施工実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が2社の場合30%以上、3社の場合20%以上のものに限る。）

① 日本国内において、平成19年4月1日から公告日の前日までの期間に元請として工事完了後引渡しを済ませたRC造又はSRC造の住宅又は住宅を含む複合建築物の免震又は制震構造の建物で、高さ60m超、延べ床面積10,000㎡以上の建設工事の実績

② 日本国内において、平成19年4月1日から公告日の前日までの期間に元請として工事完了後引渡しを済ませたRC造又はS

- R C 造の住宅又は住宅を含む複合建築物の免震又は制振建物で、高さ 31m 超、延べ床面積 7,500 m² 以上の建設工事の実績
- (13) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は管理技術者を当該設計業務に配置できること。
- ① 一級建築士の資格を有する者であること。
 - ② 平成19年4月1日から公告日の前日までに完了した、上記(11)②に掲げる「同種の設計実績」を有する者であること。
 - ③ 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは参加表明書の提出日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。
- (14) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。(共同企業体申込みの場合は、共同企業体全ての構成員が配置できること。)
- ① 一級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。
 - ② 平成19年4月1日から公告日の前日までの期間に、上記(12)①に掲げる「同種の施工実績」について元請として従事した経験を有する者(共同企業体申込みの代表者以外にあっては上記(12)②に掲げる「同種の施工実績」について元請として従事した経験を有する者。)
ただし、次の a 及び b に掲げる基準を全て満たさない場合は、「同種の施工実績」を有する者とはみなさない。
 - a 対象工事の契約時点で上記①の資格を有していること。
 - b 対象工事の工事着工(現場施工に着手する日)から竣工(建築主事等による完了検査の日)までの全ての期間に従事していること。
 - ③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ④ 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは参加表明書の提出日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。
- (15) 対象工事の工事費内訳書の作成は、建築積算士又は平成19年4月1日から公告前日までの期間に完了した「公共住宅建築工事積算基準」又は「公共建築工事積算基準」に基づく積算業務の経験がある者に実施させること。なお、当該配置予定技術者に限り、契約後の変更を認める。(共同企業体申込みの場合は構成員のうちの1社又は共同企業体としてこれを満たすこと。)
- (16) 主たる構造に関して特許工法を使用する場合、当該特許工法の施工期間中、当該工法の経験を有する技術者を配置するものとし、工事請負契約後、速やかに配置技術者(当該工法に係る経験を記載)を書面(様式は自由)により通知すること。(共同企業体申込みの場合は構成員のうちの1社又は共同企業体としてこれを満たすこ

と。)

(17) 共同企業体の構成基準

共同企業体の構成は、上記(1)から(16)をすべて満たす者で構成され、かつ、次の①及び②により構成しなければならない。また、共同企業体の構成員数は、3社以内とする。

- ① 各構成員の出資比率は2社で構成される場合にあつては、30%以上、3社で構成される場合にあつては20%以上であること。
- ② 代表者は、各構成員のうち、より大きな施工能力を有する者であつて、かつ、出資比率が最大であること。

(18) 共同企業体としての資格の認定申請等

① 認定申請

本工事の競争に参加を希望する共同企業体は、下記4の参加表明書等の提出に先立ち、当機構指定様式による「共同企業体競争参加資格審査申請書」及び「特定建設工事共同企業体協定書」等を提出し、当機構が示した事項について審査を受け、競争参加資格を有する者として認定を受けなければならない。
(事前にシステム上の登録が必要なため、参加表明書提出期限日の一週間前までに下記4(3)まで提出すること。)

なお、下記4(3)の提出期間内に参加表明書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本工事の競争に参加することができない。

② 認定資格の有効期限

認定日から本工事が完成する日までとする。ただし、本工事の契約者以外の者にあつては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

3 優先交渉権者を選定するための評価項目

説明書に記載する評価基準により実施した評価結果に基づき、優先交渉権者を選定する。

4 手続等

(1) 担当本部等

〒163-1382 東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー19階 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 総務部 首都圏入札課 電話03-5323-4307

(2) 説明書等の交付期間及び交付方法

① 交付期間

平成29年8月3日(木)から平成29年8月23日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から正午及び午後1時から午後4時まで。

② 交付方法等

説明書等(以下「交付資料」という。)の交付を希望する場合は、別添のFAX専用の申込書(末尾に添付)を上記①の期間

に送付し、申し込むこと。FAX受領後、当本部コピーセンター受託業者である(株)ブルーホップより、FAX受領日より3営業日後までに到着するように発送する(土曜日、日曜日及び祝日は営業日として数えない)。3営業日を過ぎても到着しない場合は、電話にて確認すること。なお、送料については、料金着払にて発送するので宅配業者に支払うこと。

【FAX番号】

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部総務部首都圏入札課

送信先FAX：03-5323-4785

問合せ先 TEL：03-5323-2574

(3) 参加表明書等の提出期間、場所及び方法

提出方法：予め提出日時を3営業日前までに下記提出場所に連絡のうえ、内容を説明できる者が持参することとし郵送又は電送によるものは受け付けない。

提出期間：平成29年8月4日(金)から平成29年8月23日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から正午及び午後1時から午後4時まで。

提出場所：〒163-1382 東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー17階独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部技術監理部工務課 電話03-5323-2401

(4) 技術提案書の提出期間、場所及び方法

提出方法：予め提出日時を3営業日前までに下記提出場所に連絡のうえ、内容を説明できる者が持参することとし郵送又は電送によるものは受け付けない。

提出期間：技術提案書提出要請のあった日の翌日から平成29年10月27日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から正午及び午後1時から午後4時まで。

提出場所：〒163-1382 東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー17階独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部技術監理部工務課 電話03-5323-2401

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 納付。

ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 参加表明書等及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参

加表明書等及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

- (4) 手続における交渉の有無 有
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (7) 技術提案書について技術ヒアリングを行う。ヒアリングの詳細は、説明書による
- (8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
上記 2 (2) に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も上記 4 (3) により参加表明書等を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (9) 詳細は、説明書による。

6 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity :
Shigeru Yoshida Director General in charge of East Japan
Rental Housing Office, Urban Renaissance Agency.
- (2) Classification of the services to be procured : 41,42
- (3) Subject matter of the contract: Reconstruction of Residential
building, and other urban development at Minamisaiwai
district.
- (4) Time-limit for the submission of application forms and
relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 23 August
2017
- (5) Time-limit for the submission of proposals: 4:00 P.M. 27
October 2017
- (6) Contact point for documentation relating to the proposal :
Engineering Division , Technical Supervising Department,
Metropolitan Area, General Affairs Department, East Japan
Rental Housing Office, Urban Renaissance Agency, 6-5-1,
Nishishinjuku, Shinjuku-ku, Tokyo 163-1382 TEL : 03-5323-2401

公 示

特定建設工事共同企業体の競争参加資格審査申請書の受付について

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部が発注する次の工事に係る特定建設工事共同企業体の競争参加資格審査申請を次のとおり受け付けることとしたので、公示する。

平成29年8月3日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長 吉田 滋

記

- 1 工事名 南幸市街地住宅（建替）住宅建設その他工事
- 2 工事場所 神奈川県横浜市西区南幸2-16
- 3 工事の概要 ① 建物高さ：約75m
② 建物戸数：257戸
③ 床面積：約20,000㎡
- 4 工期 工事請負契約締結日の翌日から、平成35年10月31日（火）まで。
ただし、特定された技術提案書に工期短縮に係る内容が記載される場合は、当該技術提案書に記載された工事期間とする。
- 5 申請書の受付等
 - (1) 申請書用紙の配布期間
平成29年8月3日（木）から平成29年8月16日（水）まで。
 - (2) 申請書用紙についての提供方法
別添様式1～3による ※別添様式4は契約の相手方となった場合提出すること。
 - (3) 申請書の受付期間
平成29年8月3日（木）から平成29年8月16日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から正午及び午後1時から午後4時まで。
 - (4) 申請書の受付場所
東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー17階
独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 技術監理部工務課 電話03-5323-2401
- (3) 提出書類
共同請負入札参加資格審査申請書、特定建設工事共同企業体協定書及び委任状
- 6 特定建設工事共同企業体の構成基準
 - (1) 構成員の数及び組合せ
当機構東日本地区における29・30年度の一般競争参加資格「建築

工事」の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下、「客観点数」。）が、1,200点以上の者どうし（客観点数が1,200点以上の者及び客観点数が1,150点以上の者）3社以内の組合せとする。

(2) 構成員の技術

イ 発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種について、許可を有しての営業年数が5年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、确实かつ円滑な共同施工の確保に支障がないと認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取り扱う場合がある。

ロ 発注工事を構成する一部の工種を含む工事について、代表者にあつて下記①、代表者以外にあつては下記②に掲げる対象工事と「同種の施工実績」※があること。

※ 同種の施工実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が2社の場合30%以上、3社の場合20%以上のものに限る。）

① 日本国内において、平成19年4月1日から公告日の前日までの期間に元請として工事完了後引渡しを済ませたRC造又はSRC造の住宅又は住宅を含む複合建築物の免震又は制震構造の建物で、高さ60m超、延べ床面積10,000㎡以上の建設工事の実績

② 日本国内において、平成19年4月1日から公告日の前日までの期間に元請として工事完了後引渡しを済ませたRC造又はSRC造の住宅又は住宅を含む複合建築物の免震又は制振建物で、高さ31m超、延べ床面積7,500㎡以上の建設工事の実績

ハ 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。（詳細は説明書による。）

(3) 出資比率

各構成員とも共同企業体が2社で構成される場合にあつては30%以上、3社で構成される場合にあつては20%以上の出資比率であること。

(4) 代表者要件

代表者は、各構成員のうち、より大きな施工能力を有する者であつて、かつ、出資比率が最大であること。

7 認定資格の有効期間

認定の日から本工事が完成する日までとする。ただし、本工事の契約者以外の者にあつては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

(1) 共同企業体の名称は、「〇〇・〇〇建設工事共同企業体」とする。

別添様式 1

共同請負入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構
殿

(共同企業体の名称) ○○○建設工事共同企業体
代表者
住 所
商号又は名称

印

この度、連帯責任によって（工事名称）南幸市街地住宅（建替）住宅建設その他工事（追加工事を含む。）の共同施工を行うため、特定建設工事共同企業体協定書の写し及び委任状を添えて、当該工事の一般競争（指名競争）入札に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

以 上

別添様式 2

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 ○○発注に係る○○建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事及び追加工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負
- 二 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、○○建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後^(注) ○か月を経過するまでの間は、解散することができない。

(注) たとえば3と記入する。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|----------|
| ○○県○○市○○町○○番地 | ○○建設株式会社 |
| ○○県○○市○○町○○番地 | ○○建設株式会社 |

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、○○建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

- | | |
|----------|-----|
| ○○建設株式会社 | ○○% |
| ○○建設株式会社 | ○○% |

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事完成の都度、当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者があ
る場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退したものがあるときは、残存
構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出
資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これ
を第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただ
し、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金
から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額
を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の
配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要
な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合におい
ては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名する
ことができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなけ
ればならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、第16条第

2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までを順用するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第19条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第20条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社ほか〇社は、上記のとおり〇〇建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 印

別添様式 3

委 任 状

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構
殿

(共同企業体の名称) ○○○○建設工事共同企業体

共同企業体 住 所

構 成 員 商号又は名称

代表者氏名

印

共同企業体 住 所

構 成 員 商号又は名称

代表者氏名

印

私は、次の共同企業体代表者を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構との（工事名称）工事（追加工事を含む。）契約について、下記の権限を委任します。

受 任 者 住 所

共同企業体代表 商号又は名称

代表者氏名

印

記

(委任事項)

- 1 見積及び入札について
- 2 契約に関すること
- 3 支払金の請求及び領収について

以 上

別添様式 4

〇〇共同企業体編成表

